

松下清雄（渡辺武夫）関連記事

——常東農民組合から茨城農民同盟へ——

伊藤淳史

はじめに

筆者はプロジェクト「戦後の農民運動と農村の変容」の一環として松下清雄（渡辺武夫）に関する資料調査を行い、収集文献の一覧については「松下清雄（渡辺武夫）関連記事目録」として『立命館言語文化研究』第20巻第2号に掲載された。そこで指摘しておいたとおり、本調査によって、これまで明らかにされていなかった①常東農民組合（1952年12月より常東農民組織総協議会。以下両者を常東と略す）から茨城農民同盟結成に至る過程、および②高知における労農提携運動について、いまだ不十分ながらもある程度把握が可能となっている。そこで、本号からは収集した文献の紹介を行うとともに、若干の考察を加えていきたい。今回は茨城における農民組合組織の変遷に関する記事を取り上げる。

採録した記事について

〈資料1〉は松下と行動を共にした下山田虎之介の、日農統一派第9回大会・運動方針小委員会（1955年3月29日）における発言部分である（「運動方針小委員会及び報告」『農民運動資料』第68・69合併号（第九回大会議事録号）、1955年5月、37-38頁。資料中の括弧はすべて原文）。日農統一派第6回大会（1952年8月20-21日）での混乱から第8回大会（1954年8月21-23日）を経て常東と袂を分かってゆく過程が具体的に語られている。文中の「常総」とは常総同盟（統一派県連）のことを指す。なお、この記事には別の箇所でも「渡辺（茨城）」の発言が二度記録されているが、この点についてはのちにあらためて検討する。

かかる過程をもう一方の当事者側から捉えているのが〈資料2〉・〈資料3〉である。〈資料2〉は常東第11回大会（1955年12月20日）における質疑の一部（「常東農民運動の現況－第十一回大会の報告討議から－」『農民運動資料』第78号、1956年2月、30頁。出典は常東機関紙『常東農民新聞』第10号、1956年1月25日付）。〈資料3〉は『常東農民新聞』第11号、1956年5月1日付より。以下、節をあらためてこれらの記事の内容について検討したい。

考察

〈資料1〉をもとに常東からの離脱過程を整理すると以下ようになる。常東拡大執行委員会（1954年7月）→日農統一派第8回大会後の下山田に対する査問（1954年8月以降）→未墾地解放闘争の中止指示→零細二三男対策協議会結成→東茨城担当オルグの配置転換。査問以降の

具体的な時期については詳らかでないが、1954年10月20日付『常東農民新聞』号外では同日開催された中央常任委員会における討議を伝える記事「常東中執委運動方針を討議」において「次三男対策協議会間について」、「東茨一部には、それを名目にして常東の運動におきかえようとする動きがみられるが、それは理論的にも誤りであるが、実際的に常東の切り崩しであるので注意する」と報じられており、既にこの時点で東茨城の動向が分派行動として問題となっていることが判明する。また、前述したように〈資料1〉の他の箇所において「渡辺（茨城）」の発言が二度記録されている。「私達が未墾地斗争をやつた場合貧農二三男が部落から孤立した場合は弱い。鹿島灘の部落は零細農家が点在し、地主に圧迫されて弱い。堅倉部落では部落一丸となつて警察に当り、結束をかため地主を村八分にした。貧農も上層農民と共同する必要がある」（33頁）、「農民戦線の統一は、日農とか全農とか既成組織の統一だけでなく全農民の統一ということが根本である。また敵の組織でもよい組織もある。常東の東茨城郡協は、良心的な保守派もまきこんだ二三男対策協議会をつくった。官制青年団というのが鹿島郡青年団は、一丸となつて国際農村青年集會に代表派遣運動をやつた。また出稼の問題で斗つているが貧農民は統一の必要を自覚してきている」（35頁）。①下山田の拠点である堅倉（「竹内良能氏インタビュー」『立命館言語文化研究』第20巻第3号、2009年2月、248頁・251頁参照）を具体的な事例として取り上げていること、②常東・東茨城郡協の二三男対策協議会に言及していること、以上二点から、未確定ながらこの発言を渡辺武夫＝松下清雄によるものと判断しても無理は生じないように思われる。

次に〈資料2〉における山口武秀の発言からは、下山田の言及する営農資金獲得闘争（1954年1月より本格化）以前に、甘藷価格闘争の時点で本部との齟齬が生じていたことがうかがえる。この点は松下自身の回想とも一致するが（「松下清雄から西川長夫への手紙（2000年9月18日）」『立命館言語文化研究』第20巻第1号、2008年9月、316頁）、そうであったならば、松下も本部書記の一員として参加した「常東農民運動－現地座談会－」（『農民運動研究』第3号、1953年9月）の行われた1953年7月1日が同時に常東拡大執行委員会において甘藷価格闘争方針が決定された日であったこと（「常東農民総協の甘藷価格斗争方針」『農民運動研究』第2号、1953年7月、また法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第27集、時事通信社、1954年、591頁参照）は重要な意味をもつ。この頃より松下と常東との関係が転機を迎えたのではないだろうか。

〈資料3〉について。第一に、〈資料2〉と同様、ここでも東茨城の離脱が共産党の分裂策動（「反独占」対「反封建」）として捉えられているが、この点は山口にとって後年に至るまで変わることのない認識であった（山口武秀『常東から三里塚へ』三一書房、1972年、28-29頁、また山口『農民運動家の記録』三一書房、1957年、166頁・171頁（増補版1972年、127頁・130頁）および山口「茨城常東農民運動」農民運動史研究会『日本農民運動史』東洋経済新報社、1961年、1147頁参照）。第二に、離脱の始期についてこの記事では「一昨年」、すなわち1954年とされている。第三に、組織の変遷について。1956年3月20日に「東茨城農総協」より茨城農民同盟結成とされている。この点を他の記事と照合すると、①1955年の常総同盟一般運動方針（草案）では「東茨農民組織協議会」に言及されており（「農民運動の反省と前進の動向－茨城・常総同盟の運動方針－」『農民運動資料』第76号、1955年12月、56頁）、②日農統一派第27回中央

委員会（1956年1月25-26日）に下山田が「東茨城農民組織総協議会」として参加（『農民運動資料』増刊号（日農第二七回中央委員会報告討議特集）、1956年3月、20頁）、また③1956年2月7日に開催された渡里地区開墾建設事業促進農民大会に来賓として「東茨農組協議長大畠七郎氏代理渡辺武夫氏」および「同下山田事務局長」の参加が確認できる（「渡里地区総合開発のたたかい－茨城県における農民運動の一例－」『農民運動資料』第83・84合併号、1956年7月、35頁。出典は『茨城農民新聞』1956年5月15日付＝第1号か。大畠については後述）。なお〈資料3〉では茨城農民同盟について「茨城町農民同盟というのが、その実体である」としているが、松下が茨城町を拠点としていたことに留意されたい。第四に、茨城農民同盟の活動について。当然のことながら〈資料3〉は涸沼干拓（茨城町）、渡里地区総合開発（水戸市・茨城町・赤塚村・内原村）双方に対して完全に否定的な評価を与えている（同じ紙面で、1956年3月29日開催の常東常任委員会において渡里について「はじめ茨城農民同盟側の運動が一部で行われていたがセクト的な方針のため常東の全農民団結の方針の前にくずれさり、今日ではほとんど常東一本の運動となるにいたっている」との本部報告が報じられている。「鹿南に出張所を設置／第三回常任委員会」『常東農民新聞』第11号。また沼里政男「茨城県の「農民団体」の動向」農民運動研究会『独占資本とたたかう農民運動』三一書房、1956年、226頁参照。沼里は常東常任執行委員）。しかし、（これも当然のことながら）茨城農民同盟機関紙『茨城農民新聞』では様相はまったく異なる。「地元零細農家および二三男を広く結集」して昨年（=1955年）3月結成された涸沼干拓期成同盟は「渡辺書記長」とともに県耕地課（1956年6月4日）・農林省（6月5日）と交渉を行い（「ひ涸沼干拓実現へ第一歩／ボーリング実施せまる」）、渡里についても5月12日に各地区代表とともに「渡辺書記長」らが県営農課へ申し入れを行っている（「当初計画を完遂せよ 県に申入れ」）。「組織は益々拡大／各地区で部落集会開く」という記事では水戸市において「事実無根のハツタリ宣伝に対しては具体的な運動の成果を対置してバクロしていく等々を確認」しているほか、注目すべき内容として「内原村では五月四日、執行委員会を開き大畠七郎顧問（渡里地区促進同盟会理事）から県の方針について詳細な説明があつた」との記述がある（以上の引用は、すべて『茨城農民新聞』第2号、1956年6月10日付より。引用文中括弧は原文）。大畠は鯉淵村農民組合を率いて常東に参加した「旧い闘士」として山口武秀『旗は大地とともに』に登場しており（潮流社、1949年、117頁。増補改訂版（情況出版、1971年、124頁）では「戦前派のふるい闘士」）、1955年4月には常東の候補として東茨城郡で県議選に出馬（落選）した人物であるが（針谷明「常東農民運動史の一考察（下）」『歴史評論』第305号、1975年9月、98頁）、〈資料3〉の報道に反して1956年5月には茨城農民同盟に協力していたようである。茨城農民同盟結成当初の運動方針に取り上げられた（「茨城農民同盟運動方針 昭和三十一年三月二十日決定（中）」『茨城農民新聞』第2号）涸沼・渡里については常東の宣伝に反しその後も引き続き活動が行われていたことが確認できる。常東機関紙『常東総協』第13号（1960年6月22日付）には「茨城農民同盟の渡里地区総合開発促進期成同盟なる組織は、なんら一貫した方針をもたず、中小山林所有農民や採草農民の鋭い批判と不信をあび（中略）各地区は、再び常東の指導する促進協議会に結集された」と報じられているが（「土地配分の段階にすすむ 渡里地区総合開発促進協議会」）、かかる報道がなされること自体1960年時点で渡里における茨城農民同盟の活動実態が存することを物語っている（また、ここでの批判がほとんど〈資料3〉など

『常東農民新聞』第11号掲載記事の繰り返しであることにも留意されたい)。常東解散(1962年)後の1964年においても茨城農民同盟の運動方針には「涸沼干拓第二区工事の促進」・「渡里地区開こん建設事業の早期完成」が盛り込まれている(「一九六四年度の運動方針 茨城農民同盟」『農民運動資料』第39号, 1964年4月, 16頁)。

おわりに

以上, 収集文献の検討を通じて松下の常東からの離脱過程および具体的な時期(松下忠夫「兄・松下清雄 年譜と私的回想」『立命館言語文化研究』第20巻第1号では年月不詳とされている)が一定程度明らかになった。ただし, 本稿で得た知見と前掲「竹内良能氏インタビュー」の内容とは整合しない点がいくつかある。①1953年茨城農民同盟にて活動を行ったとしていること(247頁)。茨城農民同盟の結成は1956年であるし, 1953年では二三男対策協議会(1954年), 東茨城農民組織総協議会(1955年)よりも前の時点ということになる。整合的に理解しようとするならば, 1953年7月の甘藷価格闘争方針決定以降すぐに東茨城郡協が常東本部と別行動を取りはじめ, そこで活動したことを指して発言しているのかもしれない(前掲針谷「常東農民運動史の一考察(下)」によると, 甘藷価格闘争に対しては認識の相違が「東茨城郡担当オルグの諸君から, 相当にはっきりとした形で, 提起されていた」という(94頁)。なお, 針谷は元常東書記次長, 甘藷価格闘争の動向を伝える前掲『常東農民新聞』号外(1954年10月20日付)発行人)。しかしこの場合も次の第二点目と矛盾する。②竹内が茨城へ行った時点で松下が「3期目くらい」茨城町議をつとめていたとされること(250頁)。松下は1929年生まれであるため, 1954年以降でない町議選への立候補は不可能である。この点については, 前掲「兄・松下清雄 年譜と私的回想」(294頁)および「竹内良能氏インタビュー」(248頁)が言及している, 松下の全国最年少当選を伝える新聞記事の発見が望まれる。

最後に, 中央レベルでは六全協(1955年7月)を契機として1956年3月の戦後農民運動十周年記念祭を経て1958年3月の全日農結成という過程をたどった組織合同について, 簡単に松下らの動向にふれておきたい。〈資料1〉後半部で下山田は農民戦線統一に向けた活動について語っている(1955年3月)。この発言から4ヶ月後の1955年7月, 六全協に先立って, 日農三派(統一派・主体性派・新農村建設派)・全農・河北農民同盟・常東・東茨城農民組織総協議会の7団体により茨城県農民組織連絡協議会がつけられた(法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第30集, 東洋経済新報社, 1957年, 500頁。原文には茨城農民同盟とあるが, 1955年時点では東茨城農民組織総協議会)。1956年1月の日農統一派第27回中央委員会(下山田参加)にて池田峯雄は, 茨城における統一について「この問題では東茨城農民組織協議会が果たした役割りは大きい。東茨が各派を説得してまわつて最初に茨城県農民組織協議会ができた」と東茨城の活動に高い評価を与えると同時に, 以下のように語っている。「中央に呼応して茨城でも農民祭をやることにしているが常東から異議がでてまだ具体化していない。県労連にならつた県農連をつくらうとしているが, 常東ではまず組織をつくるのが先決だといっている」(以上, 前掲『農民運動資料』増刊号(日農第二七回中央委員会報告討議特集), 36頁)。同年9月に日農主体性派・統一派中央委員(25府県54名)および中立組合の代表による日農両派中央委員有志懇談会が開

催された。ここで「一番困難と思われている茨城」の報告を行ったのは、茨城農民同盟・渡辺武夫であった。「一昨年暮から昨年にかけて（=1954年から1955年にかけて…引用者）、大衆運動のなかで統一行動がくめるようになった。鹿島郡の神之池基地反対斗争末墾地解放要求で各派が一齋に立ちあがった。これが直接の契機となつて、七団体（中略）が集まつて、感情的な対立をぬぐいさると同時に、斗争経験の交換、共同斗争の積極的推進のための農民団体連絡協議会をもち、各派で座長を輪番で担当してすすめた」。「一面においては新農建のように社会党系だけでまとまろうといっている組織もあるし、常東のように別の考えをもっているものもあり、それとわれわれのような考え方と、三つの意見があつて、微妙なニュアンスをあたえている。各組合の利己心をほんとに捨てるような方向で話合をすすめなければならない」（『農民戦線統一促進全国代表者会議の提唱－日農両派（主・統）中央委員有志懇談会－』『農民運動資料』第87号（農民戦線統一特集）、1956年10月、36-37頁。また前掲『日本労働年鑑』第30集、490頁も参照）。翌10月に茨城県農民組織連絡協議会は同農民団体協議会へと発展するが、常東は後者へは参加しない（前掲『日本労働年鑑』第30集、500頁。また渡辺武夫『戦後農民運動史』大月書店、1959年、157頁参照）。かかる常東の行動について松下はのちに「常東は、単に中央における統一に否定的であつたばかりでなく、地方（茨城県）における統一の努力にたいしても終始水をかけ、あるいはこれを妨害する態度を変えなかつた」と批判している（前掲『戦後農民運動史』157頁。括弧は原文。なお、常東側の見解については前掲「茨城県の「農民団体」の動向」参照）。その後1957年9月、日農両派合同の前日に常東は日農統一派との「なだれこみ統一」を行った。これを松下は「奇怪なこと」、「あまりにも矛盾した態度」と評している（以上、前掲『戦後農民運動史』159-160頁）。

本稿の分析によりその一端が明らかとなった松下の軌跡を1950年代の社会運動・農民運動のなかでいかに位置付けるか。これは本プロジェクトに残された大きな課題である（ひとつの試みとして、安岡健一「同時代の運動史を書くということ」『立命館言語文化研究』第20巻第1号を参照されたい）。

〈資料1〉

下山田（茨城） 組織をつよめるということをどこから出発するか。農村の活動は工作者によって大きく影響される。実際問題に精通しているかどうかということが信頼のもとになる。わたしは第六回大会で全学連がスパイといつたので壇上でなぐつたのである。

山口武秀氏の立場にたつてやつてきたが第六回大会以後各地の経験を通じて若干立場を異にするようになった。

第八回大会を傍聴したら査問をうけた。其後二三男の山林解放要求がでてきて、一町六ヶ村で運動をはじめたら、六〇名の武装警官の弾圧をうけた。常東本部では営農資金其他の斗争のため未こん地解放斗争は中止すべきだといつた。しかし大衆の要求を引きうけた以上やめるわけにはゆかず若干立場を異にするにいたつた。其後零細二三男対策協議会をつくつたところ、常東本部では分裂行為であるといい、東茨城担当オルグを配置転換した。郡協傘下の全町村はこれに反対したが、農委選挙を通じ上の川と山口武秀氏は山林解放は合法的でない。いまは反独占資本だけでやるべきだと妨害を加えた。

昨年七月常東の拡大執行委員会で渡辺君等のことを問題にしたが、東茨城の組合員が押しかけて、再度東茨城の意向でやるといいながら大衆団体のルールにしたがわない。東茨城郡協は配置転換に反対である。

山口氏は東茨城郡は一五人あれば席卷できると排斥運動をしたが完全に失敗し、東茨城は全県農民戦線の統一をすすめる中核となつている。常東の一部の幹部は東茨城の担当オルグは共産党であると妨害しているが、実務的な問題を把握しているから大衆に守られてきた。東茨城郡協は政党支持自由を守りやつてきた。山口氏は国で買いあげて解放する山林を中止するからと地主の買収にかかつた。

東茨城郡協は常東を脱退し日農にもどろうとしたが、常総の人々と話し合つた結果、脱退するのはよくないということがわかり、常東全体を正しい組織にするため、農民戦線を統一するため活動することにきまつた。

池田恒雄氏（主体性派委員長）も手紙をよこし、君達の意見に賛成だ。石野久男氏（珂北農民同盟委員長）に申入れをし、菊池重作氏（元日農県連委員長、現本部顧問）にも統一のため骨折つて貰うことになつて、四月中に、準備の協議会をやり、各組織の立場を尊重した、茨城県農民組合協議会をつくる活動をはじめている。

〈資料2〉

斎藤福夫（北浦）、^{ママ}「東茨城の一部の分裂は共産党がやつたと聞いている。また、その分裂組織の会長である大島七郎君は常東役員であつた。大島君は分裂の責任を明らかにすべきである。

山口委員長、甘藷価格運動は新しいやり方であつたので、東茨城の一部のオルグが理解できなかつた。また営農資金斗争は、これまでにないやり方で運動を進めたが、やはり東茨城では古い組合の運動の域をでなかつた。ここに彼らの立遅れが生まれ、それを合理化しようとして分裂活動をはじめた。そして『常東は未墾地解放運動を放棄した云々』とデマ宣伝をはじめたのである。その分裂策動を共産党が尻押ししたということはきいている。

〈資料3〉

共産党の分裂政策を批判 東茨郡協、声明を発表

三月二十日、東茨城郡の一部の未墾地解放同盟を中心として、常東地域内の共産党員をあつめ三百名弱が出席して、茨城農民同盟なるものをつくつた。これは、一貫した共産党の分裂策動によつておこなわれたものである。

すなわち、一昨年、常東の反独占斗争展開のさなかに裏切りをおこなつた一、二の書記局員が反封建のもとで共産党にはしり二、三の未墾地解放同盟を常東総協からきりはなした。それ以後、東茨農総協なるものをつくつたが、あたらしい農民運動を展開する能力はもたず、もつぱら土地斗争をさがし出して、解決の請負につとめていた。

しかし、未墾地解放はほとんど全面的にゆきずまり、手を出した涸沼干拓では農民は離反して事務所をとじてしまった。渡里地区綜合開発については別に報ぜられているとおりである。

そのため、茨城農民同盟の結成にあつては、旧鯉淵の組織は参加せず、役員の顔ぶれをみてもわかるように、茨城町農民同盟というのが、その実体である。それについて、六全協以後もいぜんとしてつづいている共産党の分裂政策について、東茨城郡協議会はつぎの声明書を発表した。

なお大島七郎氏は三月十七日農民同盟に反対し、常東に協力してすすむ態度を明らかにした。

声明（要旨）

「農地改革によつて目標を見失つた農民運動はここに新しい発展の途を見出した。

今日、常東農民組織総協議会は日本農民運動の導きの星としてその影響は、とおく九州、四国関西、東北など全国各地に拡がっている。

しかるに一昨年の甘藷、営農資金斗争当時、常東本部の東茨城担当の一、二の書記局員は、このあたらしい運動方針を理解することができず、運動に立ちおくれ、依然として古いやり方を主張し、常東農民運動の発展をさまたげた。これは当然農民のはげしい批判のまとなつた。しかるに彼等は、自己の誤りを認めるところか、かえつて共産党茨城県委員会の一部党員と結んで東茨城郡内の常東農民組織の二、三の幹部を扇動し、組織の分裂をはかり、「東茨城農総協」なる分裂組合をつくりあげたのである。

渡里地区綜合開発促進運動において彼等は、この運動の本質を理解することができず初めから何等一貫せる方針をもたず無責任な指導を行つたため、全農民の鋭い批判と不信を浴び運動は完全に失敗した。最近彼等は、「今後中小地主とのマサツはさける」という声明を行つたといわれる。これは明らかに彼等が農民のはげしい反撃によつて、あやまつた運動方針の破たんを認めざるを得なくなつたことを物語っている。

しかしながら彼等が今尚、堅倉上野合、長岡などで中小山林所有農民や採草農民の生活権を無視した未墾地解放要求を行つていることは、このような声明が農民をゴマ化するためのものであることはあきらかである。

「東茨城農総協」なるものの反農民的な性格と組織の実体のないことを自らバクロした彼等は最近あわてて二、三の未墾地解放期成同盟をよせあつめて「茨城農民同盟」なるものの結成にのりだしたといわれる。

然し彼等が今後いかに名称を変えようと事実を偽ることはできない。また共産党茨城県委員会の一部党員と結んで農民戦線を分裂させた厳たる事実は農民にかくすことはできない。

農業経営の自由なる発展と農民生活向上の実現をめざして戦後十年間のたゆみない努力をつづけてきたわれわれ常東茨城郡協議会は、今後益々常東の伝統を守り、かかる悪質なる分裂主義者を排除し、農民戦線統一のために闘うことを声明する。

さらに彼等と結び今なお農民戦線の分裂活動を行つている一部共産党員の反省を促すものである。

右声明する。

昭和三十一年三月十五日」